

入札説明書

調達役務名

新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用
統合端末等賃貸借及び保守業務

令和7年2月

新潟市 市民生活部 市民生活課

目次

1. 競争入札に付する事項	1
2. 入札に参加する者に必要な要件	2
3. 担当部署	2
4. 入札参加申請等の手続き	3
4.1. 入札参加申請	3
4.2. 入札参加資格確認結果の通知	5
4.3. 入札参加資格の喪失	5
4.4. 入札参加を辞退する場合	5
5. 入札保証金	5
6. 入札及び開札	5
6.1. 調達に関する質問	5
6.2. 入札書の作成	6
6.3. 入札・開札	8
7. 落札者の決定	10
7.1. 落札候補者が複数人であった場合	10
7.2. 落札者の公表等	10
7.3. 落札者決定の取り消し	10
8. 入札の無効	11
9. 契約保証金	11
10. 契約の締結	12
11. 留意事項	12

この入札説明書は、「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)、「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)、「新潟市契約規則」(昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。)、「新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」(平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。)、本件の調達に係る入札公告(以下、「入札公告」という。)のほか、新潟市(以下、「本市」という。)が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者(以下、「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達役務名及び数量

「新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務」(以下、「本業務」という。) 一式(公告番号 新潟市契約公告第5号)

(2) 調達役務の特質など

「新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(3) 履行場所

新潟市市民生活部市民生活課が指定する場所

(4) 履行期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで(60か月間)

なお、本調達は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札方法

契約初年度に要する7か月分(月額×7か月)分の金額で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。よって、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を含まない金額の総価)を記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な要件

本件の入札に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本市の「入札参加資格者名簿（業務委託）」に登載されている者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（一般競争入札の参加者の資格）で規定する参加させることができない者、又は参加させないことができる者、のいずれにも該当しないこと。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表 2 の 10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (4) 「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (5) 「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 「プライバシーマークの認定」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定」を受けている者であること。
- (7) 保守対象機器に関し、本市の求めに応じて、迅速な保守作業の体制が整備されていることを証明できる者であること。
- (8) 当該業務に関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。なお、保守業務を他の者に委託（再委託）する予定がある場合は、再委託予定範囲を含めて証明できること。
- (9) 本業務と同様な業務の契約実績がある者であること。

3. 担当部署

本件の入札及び本業務に関する問い合わせや書類等の提出は、次の【図表 3】に記載の所属が受け付ける。

【図表 3. 担当部署】

部署名	新潟市 市民生活部 市民生活課
所在地	〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 6 0 2 番地 1 新潟市役所 本館 1 階
電話番号	0 2 5 - 2 2 6 - 1 1 1 0（直通）

e-mail アドレス

shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

- ※ 本件入札事務は「安心・安全推進室」が担当する。
- ※ 本件に関し、このアドレスに e-mail を送信する際は、件名に【統合端末入札】を含めること。
件名の例：【統合端末入札】入札参加申請について

4. 入札参加申請等の手続き

4.1. 入札参加申請

本件の入札参加申請に関する手続きの要件は、次の【図表 4.1.(1)】に記載のとおり。

なお、入札参加者は、次の【図表 4.1.(1)】に記載した要件に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

【図表 4.1.(1)入札参加申請の要件】

区分	要件
(1) 入札参加申請ができる者	「2.入札に参加する者に必要な要件」を全て満たしており、本市へ証明できる者。
(2) 入札参加申請期限	令和7年3月19日（水曜）午後5時
(3) 入札参加申請書類と提出方法	次の【図表 4.1.(2)】で示す各種書類について、必要事項を記入・押印のうえ、持参又は郵送のいずれかの方法により、書面にて「3. 担当部署」へ提出すること。 なお、入札参加申請期限までに、【図表 4.1.(2)】に記載した各種書類を提出しない場合は、本件の入札に参加することができない。
(4) 持参による提出の場合	持参により提出する場合は、事前に「3. 担当部署」へ電話で連絡したうえで、入札参加申請期限までの土曜日・日曜日・祝祭日を除く、平日午前9時から午後5時までの間に提出すること。

区分	要件
(5) 郵送による提出の場合	郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札参加申請期限までに必着とすること。
(6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加	<p>一般競争入札参加申請時に、2.(1)で示す名簿に登載されていない者が、本入札に参加するためには、令和7年3月12日（水曜）までに次の申請先へ「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請書」を提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。申請書類は、新潟市財務部財務課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。</p> <p>この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを4.1.(2)で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加申請を行うこととする。</p> <p>【申請（問い合わせ）先】</p> <p>部署名 新潟市財務部契約課物品契約係</p> <p>所在地 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1</p> <p>電話 025-226-2213（直通）</p> <p>ホームページ https://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top</p>

【図表 4.1.(2) 入札参加申請時提出書類】

書類名	様式
ア. 一般競争入札参加申請書	別記様式第1号
イ. 秘密保持誓約書	別記様式第2号
ウ. 供給機器に関する体制調書	別記様式第3号
エ. 機能証明書（機器等明細一覧）	別記様式第4号

4.2. 入札参加資格確認結果の通知

本市は、「入札参加申請書」に記載した要件を満たしていることを随時確認したうえで、令和7年3月28日（金曜）までに随時、入札参加資格の有無を通知する文書（以下、「入札参加資格確認結果通知書」という。）を、「一般競争入札参加申請書」に記載する「担当者連絡先」の「e-mail」アドレス（下線部を以下、「連絡先 e-mail」という。）宛に送信する。

4.3. 入札参加資格の喪失

本件の入札に参加しようとする者が、次の【図表 4.3.】に記載したいずれかの要件に該当する場合は、本件の入札参加資格を喪失するものとする。

【図表 4.3. 入札参加資格喪失の要件】

区分	要件
(1) 参加資格	本件の「入札参加資格確認結果通知書」に記載する参加資格の有無が「無」である場合。
(2) 資格要件	本件の落札者決定までの間に、前述の「2. 入札に参加する者に必要な要件」で示す資格要件を満たさなくなった場合。
(3) 虚偽	提出のあった入札参加申請書等に、虚偽の記載が認められた場合。

4.4. 入札参加を辞退する場合

本件の入札参加者が、「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた後に入札参加を辞退する場合は、「入札参加辞退届(別記様式第8号)」を、持参又は郵送のいずれかの方法により、書面にて「3. 担当部署」へ速やかに提出すること。

5. 入札保証金

「新潟市契約規則」第10条第2号により、本件の入札保証金は免除する。

6. 入札及び開札

6.1. 調達に関する質問

本件の調達に関する質問の要件は、次の【図表 6.1.】に記載のとおり。

【図表 6.1.調達仕様に関する質問の要件】

区分	要件
(1) 質問受付期限	令和7年3月11日（火曜）午後5時
(2) 様式	質問の様式は、「質疑書（別記様式第5号）」を用いること。「質疑書（別記様式第5号）」を用いない質問は受け付けない。
(3) 質疑書の送付先	「3. 担当部署」へ e-mail で行うこと。
(4) 回答の書式	受け付けた質問と回答を本市で取りまとめ、一覧表形式で作成した回答書を、質疑書に記載の「連絡先 e-mail」宛に、適宜回答書を送付するほか、契約課ホームページに掲載する。 なお、質問者が特定できる情報等を省略したうえで、質問と回答の内容を伝える

6.2. 入札書の作成

入札参加者は、入札書の作成にあたり、以下の記載を考慮すること。

(1) 入札書等の記載事項

本件の入札書に記載する要件は、次の【図表 6.2.(1)】に記載のとおり。

【図表 6.2.(1) 入札書の記載事項要件】

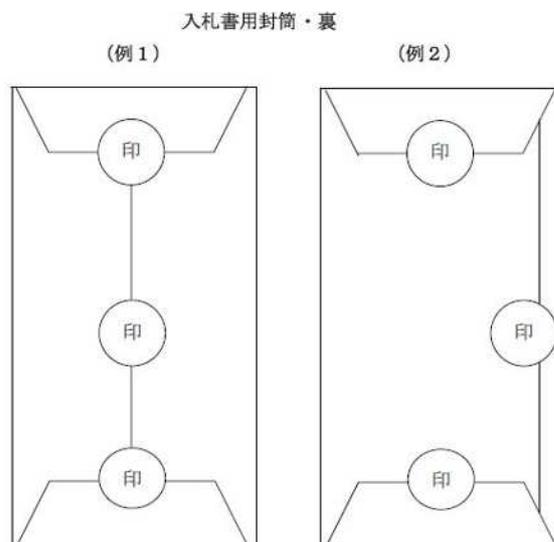
区分	要件
ア. 住所・氏名等	入札参加者の住所、会社（商号）名、入札者氏名を記載し、押印を行うこと。 なお、外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。次の「イ.受任者」についても同じ。
イ. 受任者	代理人が入札する場合は、前述の「ア.住所・氏名等」に加え、受任者となる代理人の氏名を記載し、押印を行うこと。
ウ. 入札金額	本業務は、60か月の長期継続契約であるが、入札書の金額欄には、契約初年度（月額×7か月）に要する金額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載すること。

区分	要件
エ. 使用する言語	<p>入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。</p> <p>また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。</p>
オ. 記載事項の訂正	<p>入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。</p> <p>なお、記載にあたっては、鉛筆や摩擦熱で消えるボールペン等、容易に訂正できる文房具を用いないこと。</p> <p>また、委任状についても同様とする。</p>

(2) 入札書等の封筒と封かん

- 入札書は、任意の封筒に入れ、その封皮に入札の日付・品名・入札参加者の氏名（法人にあつてはその名称又は商号）を記載すること。
- 入札書を入れた封筒は、封かん（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目1辺につき1か所ずつ封印（押印）を行うこと。使用する印については、前述の「ア. 住所・氏名等」の規定に準ずる。
- 封かんの方法は、次の【図表 6.2.(2)】を参考にすること。
- 郵便により入札する場合も、同様の方法で封かんすること。ただし、入札書の他に、本市から交付された「一般競争入札参加資格確認結果通知書」の写しを外封筒に同封し、書留郵便で郵送すること。
- 郵便による場合は、二重封筒となるよう外封筒に入れ、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きすること。
- 郵便による場合で、委任状を提出する場合は、外封筒に同封すること。

【図表 6.2.(2)入札書用封筒の封かん】



6.3. 入札・開札

本件の入札の要件は、次の【図表 6.3.】に記載のとおり。

入札参加者又はその代理人は、本書、仕様書及び規則など、本件の入札に関する資料を熟知のうえ、入札をすること。

【図表 6.3.入札・開札の要件】

区分	要件
(1) 入札ができる者	本件の「入札参加資格確認結果通知書」で、入札参加資格が「有」と認められた者のうち、「入札参加申請書」に記載した代表者または代理人（民法上の復代理人を含む）。
(2) 入札・開札日時	令和7年4月10日（木曜）午後4時開始 なお、入札・開札の場所は、入札の開始時刻約10分前に開場する予定である。
(3) 入札・開札場所	新潟市役所 本館2階 入札室
(4) 入札方法	入札参加者は、入札書（別記様式第6号）を提出すること。 また、本市が指定する日時までに入札しない場合は、本件の入札を辞退したものとする。
(5) 持参による入札	上記(2)(3)の指定する日時・場所に、入札書を入札・開札場所へ持参すること。

区分	要件
(6) 郵送による入札	<p>郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合は、令和7年4月9日（水曜）午後5時までに、「3.担当部署」へ必着とすること。</p>
(7) 入場時	<p>入札参加者は、入札・開札場所に入場する際に、社員証等の身分を示すものを入札担当者へ提示のうえ、入札担当者へ本件の「入札参加資格確認結果通知書」の写し及び名刺を提出すること。</p> <p>なお、代理人が入札する場合は、「委任状（別記様式第7号）」を合わせて提出すること。</p>
(8) 入退室の制限	<p>入札・開札場所には、入札参加資格が「有」と認められた者のうち、「入札参加申請書」に記載した代表者・代理人（民法上の復代理人を含む）だけが入室することができる。</p> <p>ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認める。</p> <p>また、入札参加者は、入札開始から終了までの間、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札・開札場所を退室することはできない。</p>
(9) 入札の中止又は延期	<p>不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、開札を中止し、又は開札期日を延期することがある。</p>
(10) 抽選	<p>談合情報等により、公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、抽選により入札者を決定する場合がある。</p>
(11) 開札	<p>開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。</p>
(12) 再入札	<p>予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行う。再度入札は、初回の最低入札価格未満の価格で行う。ただし、初回の入札で無効とされた、失格となった者は再度入札に参加で</p>

区分	要件
	きない。また郵送入札がある場合は別日に行う。
(13) 低入札価格調査	<p>本件の入札に関して、業務履行が困難と判断できる低価格での入札の場合は、落札保留とし、調査のうえ落札者を決定する。</p> <p>なお、調査対象となった当該入札参加者は、本市の求めに応じて、積算根拠や履行体制等について確認できる資料を提示すること。</p> <p>なお、調査の結果、履行困難と判断したときは、当該入札参加者を失格とする場合がある。</p>

7. 落札者の決定

有効な入札書等を提示した本件の入札参加者であって、予定価格の範囲内で最も低額な価格をもって入札した者を落札者として決定し、契約の相手方とする。

落札予定者は本契約の予定者となるが、本契約に係る予約の権利は本市が有する。

なお、落札予定者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合には、落札の予定を取り消し、本契約を締結しないものとする。

7.1. 落札候補者が複数人であった場合

落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじをひかない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員が、該当する者に代わってくじ引きを行う。

7.2. 落札者の公表等

落札者の決定後、直ちにその旨を落札者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

7.3. 落札者決定の取り消し

落札者と決定した者が、契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札者の決定を取り消すものとする。

8. 入札の無効

本件の入札について、次の【図表 8.】に該当する場合は、該当の者が行った入札を無効とする。

【図表 8.入札の無効要件】

区分	要件
(1) 無資格	競争に参加する者に必要な資格がない者及び代理権のない者がした入札した場合。
(2) 識別不明	入札書等の記載事項中で、入札金額の訂正や入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい場合。
(3) 複数入札	入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。
(4) 不正入札	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった場合。
(5) 虚偽入札	提出書類の虚偽等により、公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる場合。
(6) 未到着	入札公告において示した入札書等について、「入札書提出期限」までに到着しなかった場合。
(7) その他	入札公告等において示したその他入札に関する条件に違反した場合。

9. 契約保証金

「新潟市契約規則」第33条及び「物品契約等に係る履行保証事務取扱い要領」の2により、契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とし、現金若しくは銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。

ただし、「新潟市契約規則」第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合。
- 過去2年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

10. 契約の締結

(1) 契約の締結

本市は、「新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務契約書(案)」(以下、「契約書」という。)を契約条項の原案とし、落札者と契約書に関する協議を行った後に、本業務委託契約の締結に関する手続きを行う。

落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に挙げる日を除く。)以内の間に本業務委託契約を締結すること。ただし、災害発生等の特別な事情があると本市が認めるときは、契約の締結を延伸することができる。

(2) 言語・通貨

本業務の契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約の停止等

本件の契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手続きに基づく苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(4) 支払いの条件

本市は、仕様書に示す履行報告書の納品を契機に、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払うことを原則とし、本市と落札者の間で支払いに関する協議を行った後に契約書で定める。ただし、前払い金は支払わない。

11. 留意事項

(1) 入札参加に関する費用

本件の入札に関して、入札参加者が入札参加のために要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 資料受領後の確認連絡

入札参加者は、本市から通知及び資料を受領した後、速やかに内容を確認し、受領できたことを必ず連絡すること。

(3) 入札書等の引換えや変更

入札参加者又はその代理人は、一度入札した書類の引換え、変更、取消しをすることができない。

(4) 期限

本市が指定した日時を過ぎて到着した入札参加申請書や入札書等は、いかなる理由があっても無効とする。

(5) 入札参加者名に関する問い合わせ

本書で定める質問手続以外の問い合わせ（入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名等に関する質問）には、一切応じない。

(6) その他

本調達は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

一般競争入札参加申請書

令和 7 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項 目	摘 要
入札公告年月日	令和 7 年 2 月 2 6 日
公 告 番 号	新潟市契約公告第 5 号
調 達 物 品 名	新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用 統合端末等賃貸借及び保守業務
競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 申請中 業者コード:
添 付 書 類	・秘密保持誓約書 (別記様式第 2 号) ・供給機器に関する体制調書 (別記様式第 3 号) ・機能証明書 (機器等明細一覧) (別記様式第 4 号)
連絡先	担当者
	電 話
	F A X
	e-mail

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、「新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務 (以下「本件」という。)」の秘密保持に関し新潟市 (以下「甲」という。)に対し次のとおり誓約します。

(目的)

第1条 この秘密保持誓約書 (以下「本誓約」という。)は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

(秘密情報)

第2条 本誓約において秘密情報とは、甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

(適用除外)

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 公知の情報
- (2) 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- (3) 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

(秘密保持)

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また、第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

(情報の返還)

第6条 乙は、本件の履行完了後、甲から開示・提供を受けた秘密情報 (甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む) を直ちに返還します。ただし、甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は、その指示に従います。

(損害賠償)

第7条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し、又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

(協議事項)

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

誓約日 令和7年〇月〇〇日

(乙) 所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

供給機器に関する体制調書

商号又は名称

1 保守作業の体制について、該当する番号に○印で囲むこと。

(1)新潟市市民生活部市民生活課から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることが可能です。

(2)新潟市市民生活部市民生活課から故障等の連絡があった場合、迅速に対応をとることができません。

※「迅速に対応」とは、24時間365日連絡を受けられる態勢を確保し、平日の午前8時30分から午後5時30分までの間は新潟市市民生活部市民生活課の連絡から1時間以内に対応を開始し、それ以外の時間帯は翌業務日の午前9時までに対応開始することをいう。

2 保守作業の体制について

項目	体制	備考
技術支援業者名称(※)		法人名を記入
所在地(※)		所在地を記入
当社との関係(※)		直営・協力
技術スタッフ数	人	スタッフ数を記入
常時対応可能なスタッフ数	人	スタッフ数を記入
作業着手までの所用時間	時間	時間を記入
緊急時の技術員派遣体制		有・無

※保守業務を第三者に委託する場合は、委託先の情報について記載すること。保守を第三者に委託しない場合は、「直営で実施」と記載すること。

3 対応スタッフの取得資格等について

資格等の名称	取得人数
	人
	人
	人
	人
	人

※「取得資格等」とは、マイクロソフト認定技術資格試験MC P, CompTIA PDI+資格

のほか、保守対象のハードウェア及びソフトウェアメーカー認定資格や経済産業省 情報処理技術者資格等をいう。(入札参加には、1名以上の資格取得者が必要)

4 プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証取得について、該当する番号を○印で囲むこと。

(1) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証取得をしています。

認証登録番号：

(2) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度の認証取得をしていません。

5 過去2年間における本業務と同様な契約実績について、該当する番号に○印で囲むこと。
なお、(1)の場合は、契約実績を記入すること。

(1) 本業務と同様な契約実績が複数回あります。

契約期間	契約締結先	契約内容 (機器名称等)	契約金額 (月額税込)

※「一般競争入札参加申請書」の提出日から起算して2年以内に履行が完了した契約の記載を原則とするが、履行中の契約についての記載も認める。いずれの場合も、本市が契約締結先に履行状況について確認する場合がある。

(2) 本業務と同様な契約実績がありません。

令和7年 月 日

所在地
称号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

質 疑 書

令和 7 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者

)

(電話番号

)

(e-mail

)

1 公告番号 新潟市契約公告第 5 号

2 件 名 新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び
保守業務

質 疑 事 項

注 1 この質疑書は、仕様書等について質問がある場合（入札に必要な事項に限る）
にのみ提出してください。

注 2 提出期限は令和 7 年 3 月 1 1 日（火）午後 5 時です。提出期限を過ぎた場合は
受理しません。

注 3 回答は、提出期限後 1 0 日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の一般競
争入札公告一覧に掲載します。

入札（見積）書

令和7年 月 日

新潟市長様

住所

氏名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

金額	百	千	円	
履行場所				
品名	品質・規格	数量	単価	金額
新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用 統合端末等賃貸借及び 保守業務	仕様書のとおり	7ヶ月		

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

入札（見積）書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。
(委任状を提出する場合は、社印・代表者印は省略できます)

令和7年〇月〇〇日

新潟市長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号

氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

- ・代表者本人が入札する場合は記入不要です。
- ・委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受任者 〇〇 〇〇 (印)

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

7ヶ月分の金額（当該年度分）を記入してください。（税抜）
※下記内訳の「金額」欄の合計と同額。

金額	百	千	円		
¥	〇	〇	〇	〇	〇
履行場所	新潟市が指定する場所				
品名	品質・規格	数量	単価	金額	
新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務	仕様書のとおり	7ヶ月	〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円	
			(長期継続契約のため)月額(税抜)を記入してください。		

(注) 入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

委任状

令和7年 月 日

新潟市長様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者	住所	
	氏名	印
受任者	氏名	印

記

件名 新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務

委任状

令和7年 月 日

新潟市長様

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所 ○○県○○市○○区○○町
○丁目○○番○○号

氏名 △△株式会社

代表取締役 ○○ ○○

印

受任者 氏名 ○○ ○○

印

記

件名 新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務

別記様式第8号

入札辞退届

調達役務名：新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務

辞退理由：

新潟市長様

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用
統合端末等貸借及び保守業務仕様書

令和7年2月

新潟市 市民生活部 市民生活課

目次

1	業務の名称.....	1
2	納入場所.....	1
3	賃貸借期間.....	1
4	契約形態及び支払い.....	1
5	契約方法.....	1
6	業務の目的.....	1
7	業務の内容.....	2
8	保守業務の仕様.....	3
9	調達機器等の仕様.....	4
10	成果物等.....	8
11	機密保護.....	9
12	その他特記事項.....	9

本仕様書は、新潟市住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「本システム」という。）用統合端末等のハードウェア、ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）の調達、賃貸借、保守等に関して、新潟市（以下、「本市」という。）と受注者との契約履行に必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

「新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務」

2 納入場所

新潟市市民生活部市民生活課が指定する場所

3 賃貸借期間

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで（60か月）

4 契約形態及び支払い

契約形態は、月額賃貸借金額を定めての長期継続契約とする。また、契約締結から賃貸借開始までの期間は、本市及び、本市が別途契約を行う本システムのシステム移行業務受託者による機器等の設定を含めた準備期間とし、支払いについては令和7年9月実績分から発生するものとする。

5 契約方法

2者契約とする。なお、受注者が保守業務を他の者に委託する場合は、「新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務契約書」（以下、「契約書」という。）で定める再委託申請手続を経て、保守業務を担当する作業従事者（再委託事業者）を受注者が用意するものとする。ただし、本業務に関する支払いについて、本市は、本業務の受注者にのみ支払うものとする。

6 業務の目的

住民基本台帳ネットワーク用端末の更改にあたり、必要なハードウェア及びこれに関連したソフトウェアについて、保守を含めて調達するものである。調達した機器等については、本市が指定する場所に搬入し、システム移行業務受託者による初期設定作業を経て使用する。

なお、本業務のスケジュールは、図1のとおりと想定しているが、詳細については本市及び受注者で協議の上、決定する。

図1 想定業務スケジュール

項番	項目	役割分担		令和7年											
		ア	イ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
1	機器等の搬入	○	－			▲6/30									
2	設定及び展開作業(機器)	－	○												
3	機器等の賃貸借	○	－												

※ ア：本業務受注者
イ：システム移行業務受託者

7 業務の内容

本業務の受注者は、下記の業務について、本市と協議・合意の上、実施すること。

(1) 機器等の賃貸借

本仕様書「9 調達機器等の仕様」に示す機器等の条件に適ったハードウェア及びソフトウェアを選定し、本市が指定する場所に納入すること。なお、「9 調達機器等の仕様」は、地方公共団体情報システム機構（以下、機構）が公開している「市町村機器整備概要 [第 4.9 版]」（別途資料を参照）を基に作成しているため、当該資料についても十分内容を確認すること。

(2) 機器等設置場所への搬入及び付帯作業

本市と協議の上、本調達機器等を令和7年6月30日までに本市が指定する場所に搬入すること。なお、詳細は協議の上決定する。また、搬入及び付帯作業等にかかる費用は、受注者が負担すること。

(3) 交換部品の確保

本調達機器等の故障に備え、重要機器の交換部品等を、機器等設置場所に1時間以内に搬入できる保守拠点に確保すること。なお、対象機器の範囲については、本市と受注者との協議の上、決定する。

(4) 保守

本仕様書「8 保守業務の仕様」に示すハードウェア保守、ソフトウェア保守を実施すること。

(5) 機器等の引き取り

本調達機器等の賃貸借終了後、データ及び設定情報の消去を実施した上で、機器等設置場所の本調達機器等を引き取ること。引き取り完了後10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に挙げる日を除く。以降、日数に関する記載は同様とする。）以内に、本調達機器等のデータ及び設定情報を消去したことを証明する「データ及び設定情報消去証明書」を作成し、本市に納入すること。なお、データ及び設定情報の消去等にかかる費用は、受注者が負担

すること。

(6) 適用除外

以下に記載する業務については、別途契約にて実施する等の理由により、本業務の範囲に含めない。

- ア ケーブル接続作業
- イ ネットワーク機器設定作業
- ウ ハードウェア／ソフトウェアの設定作業
- エ システム運用動作検証

8 保守業務の仕様

(1) ハードウェア保守

システムが常に安全な機能を保つように、機器等設置場所の本調達機器等を対象として、以下の要件を含んだ保守作業を実施すること。

ア 基本要件

- (ア) 保守期間は、賃貸借期間と同一の期間とする。
- (イ) 保守作業を行う際には、事前に「保守作業計画書」を本市に提出し、承認を受けること。また、保守作業完了後は、作業実施後10日以内に「保守作業報告書」を本市に提出すること。
- (ウ) 技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報、障害切り分けのノウハウ、作業手順、解決方法や回避方法等の技術支援を提供すること。

イ 障害時の対応

- (ア) 本市からの障害時連絡を受けられるよう連絡体制を整備すること。
- (イ) 連絡受付の時間帯は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に挙げる日を除く平日午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、本システムは休日・夜間も稼動するシステムであるため、緊急時においては連絡受付時間帯以外でも連絡の取れる体制を確保すること。
- (ウ) 連絡から障害対応開始までの所要時間は1時間以内とする。ただし、連絡受付時間帯以外で障害が発生した場合は、遅くとも翌開庁日の午前8時30分までには復旧作業を開始すること。
- (エ) 障害時の技術者の派遣回数を制限しないこと。また、派遣にかかる費用は別途発生しないこと。
- (オ) 障害時に派遣される技術者は、障害対応にあたり、本市と連絡・調整を図り復旧に臨むこと。
- (カ) 障害時は、障害対応の進捗状況及び復旧見込み時間等を随時、本市に報告すること。

(キ) 障害復旧後、同様の障害が発生しないよう是正措置または予防措置を講じること。また、障害対策の結果を文書に反映し、本市に対処方法を解説すること。

(2) ソフトウェア保守

ア 本市の指定するミドルウェアを除き、最新の修正プログラム、バージョンアップ版を提供すること。

イ 利用権等で保守が必要なソフトウェア及びOSについては、保守に含めること。

ウ 保守期間は、賃貸借期間と同一の期間とすること。

エ ソフトウェアのバージョンアップ等の適用作業は、本市が別途契約を行うシステム運用業務の受注者が行うものとする。

9 調達機器等の仕様

(1) 調達機器等一覧

調達する機器等は、以下のとおりとする。受注者は、納入する機器の名称、型番、販売価格、提供価格、保守費用、リース料率を記した「納入機器等一覧表」を作成し、契約締結後10日以内に本市に提出すること。なお、納入する機器の変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のためその機器を納入することが不可能な場合）やその他の問題が発生した場合は、遅滞なく本市へ報告し、協議すること。

表1 調達機器等一覧

項番	機器名	数量	備考
ア	統合端末	85式	表2
イ	住基ネット用操作者認証装置	85式	表3
ウ	ICカードリーダライタ	85個	表4
エ	テンキーボード	74個	表5
オ	マウス	85個	表6
カ	USBハブ	74個	表7
キ	タッチパネルディスプレイ	74式	表8
ク	ソフトウェア	85式	表9
ケ	ページプリンタ	26個	表10

(2) 調達機器等仕様詳細

ア 統合端末

表 2 統合端末

区分	要求仕様
ハードウェア	
形状	ノート型パソコンであること。 [想定機種] LIFEBOOK A5513/N (富士通株式会社)
CPU	2.0GHz 以上で、2 コア以上の Intel/AMD 製 64 ビット互換プロセッサまたは SoC または同等以上の性能であること。
メモリ	16GB (DDR4 SDRAM) 以上であること。
ローカルディスク	256.0GB 以上の SSD であること。 機器を本体に内蔵すること。
ネットワーク	LAN インタフェース (1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠) を備えていること。
外部記憶装置	搭載する外部記憶装置は以下のとおり。 ・DVD-ROM ドライブ×1 機器を本体に内蔵すること。
インタフェース	以下のインタフェースを有していること。 ・ディスプレイ : HDMI 出力端子、アナログ RGB ・USB : Type-A (USB3.2/Gen1) 3 ポート以上、Type-C (USB3.2/Gen2) 1 ポート以上
ディスプレイ	15.6 型ワイド液晶 (最大 1920×1080 ドット、最大 1677 万色) であること。
キーボード	日本語キーボード (JIS 配列準拠) であること。
ソフトウェア	
OS	Microsoft Windows 11 Pro 64 ビットバージョンであること。
アプリケーション	表 3「住基ネット用操作者認証装置」と連動する住基ネット用操作者認証装置ソフトウェアを有していること。
その他	
リカバリディスク	リカバリディスク (ドライバズディスク含む) を用意すること。

イ 住基ネット用操作者認証装置

表 3 住基ネット用操作者認証装置

区分	要求仕様
ハードウェア	
生体認証装置	[機構指定] 住基ネット用操作者認証装置<ガイド有>[FAT13M3E54] (富士通株式会社)
ソフトウェア	
生体認証ミドルウェア	[機構指定] 生体認証ミドルウェア (富士通株式会社)

ウ ICカードリーダーライター

表4 ICカードリーダーライター

区分	要求仕様
ハードウェア	
ICカードリーダー ライター	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン型であること。 ・機構による動作確認を受けていること。

エ テンキーボード

表5 テンキーボード

区分	要求仕様
ハードウェア	
テンキーボード	<p>主な仕様は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Windows 搭載パソコンに対応していること。 ・接続インタフェースはUSB Type-A であること。 ・ケーブル長は75cm 以上であること。

オ マウス

表6 マウス

区分	要求仕様
ハードウェア	
マウス	<p>主な仕様は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Windows 11 搭載パソコンに対応していること。 ・接続インタフェースはUSB Type-A であること。 ・トラッキング方式はレーザー式であること。 ・セレクトスイッチは2ボタン、1ホイールを有していること。

カ USBハブ

表7 USBハブ

区分	要求仕様
ハードウェア	
USBハブ	<p>主な仕様は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Windows 11 搭載パソコンに対応していること。 ・接続インタフェースはUSB Type-C であること。 ・USB3.2Gen1 A コネクタ2ポート以上有していること。 ・AC電源不要のバスパワータイプであること。

キ タッチパネルディスプレイ

表 8 タッチパネルディスプレイ

区分	要求仕様
ハードウェア	
形状	15 インチ以上の液晶ペンタタブレットであること。 [想定機種]Wacom Cintiq 16 (DTK1660K0D):15.6 型液晶ペンタタブレット (株式会社ワコム)
解像度	1024×768 ドット以上であること。
インタフェース	HDMI または USB 接続が可能であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> デュアルディスプレイとし、タッチパネルはセカンダリディスプレイとして動作すること。 Microsoft Windows 11 搭載パソコンに対応していること。
保守	製品サポートが 5 年間保証されていること。
その他	
覗き見防止フィルム	本体画面を完全に覆うものであって、本体の動作に支障をきたさないものであること。

ク ソフトウェア

表 9 ソフトウェア

区分	要求仕様
ソフトウェア	
画面キャプチャーソフト	[製品指定] INSTANTCOPY Standard V6 (富士通株式会社)

ケ ページプリンタ

表 10 ページプリンタ

区分	要求仕様
ハードウェア	
形状	A3 対応モノクロレーザープリンタであること。 [想定機種] Fujitsu Printer XL-8400 (富士通株式会社)
印刷方式	半導体レーザーによる乾式電子写真方式
データ処理解像度	1200dpi×1200dpi 以上であること。
印刷速度	A4 サイズ単票を毎分 35 枚以上印刷ができること。
用紙サイズ	普通紙 A3、A4 印刷ができること。
対応 OS	Microsoft Windows Server 2022、Windows 11 用ドライバが提供され、各 OS から印刷ができること。
インタフェース	LAN インタフェース (100BASE-TX) を備えていること。
給紙	<ul style="list-style-type: none"> 最大で 2000 枚以上給紙できる装置とし、1 段あたり 250 枚以上収容できる給紙カセットを 1 段以上搭載していること。

	・手差し印字が可能であること。
外形寸法（本体のみ）	・幅 470mm、奥行き 420mm、高さ 330mm 未満であること。 ・重量 22.0kg 未満であること。

(3) 調達機器等仕様の補足事項

- ア 本体、その他全ての付属品は、中古品であってはならない。また、調達機器一覧の本体は、同一メーカー、同一機種、同一品質であること。
- イ 本体、その他全ての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。
- ウ 本体、その他全ての付属品の設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については、本仕様書の記載の有無にかかわらず、全て提供すること。
- エ 導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
- オ 本仕様書記載の統合端末については、本市が指定するパッケージソフトウェア及びライセンスの動作保証がされていること。
- カ ソフトウェアの種類ごとに、インストール媒体とマニュアルを最低1セット用意すること。なお、言語は日本語版を用意すること。

10 成果物等

(1) 成果物

受注者は、表 1 1 に示す成果物について、Microsoft Office 製品または PDF 形式で作成の上、CD-R 等に格納したものを納入すること。

また、表 1 1 に示す成果物の統合及び表 1 1 に示す成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は、本市と受注者とで協議し、あらかじめ成果物の名称及び内容、納入期日等を決定の上、作成すること。

表 11 成果物一覧

項番	名称	内容	納入期日
1	納入機器等一覧表	「9 調達機器等の仕様」に示す、納入機器の名称、型番、販売価格、提供価格、保守費用、リース料率を、一覧表形式で記述した文書。	契約締結後 10 日以内
2	保守作業報告書	「8(1) ハードウェア保守」に示す、納入機器の保守作業について、実施した作業内容、技術情報等を記述した文書。	作業実施後 10 日以内
3	事故等報告書	本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故が発生した際の、詳細な報告、及び事故後の方針案を記述した文書。	事故発生後 3 日以内

4	データ及び設定情報消去証明書	「7(5) 機器等の引き取り」に示す、本調達機器等のデータ及び設定情報を消去したことを証明する文書。	機器等の引き取り完了後 10 日以内
---	----------------	--	--------------------

(2) 著作権の取り扱い

「契約書」の記載による。

(3) 納入場所

本市が指定した場所に納入すること。

(4) 検査方法

「契約書」の記載による。

(5) 瑕疵担保責任

「契約書」の記載による。

1.1 機密保護

本契約内で得た情報に関しては、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用・開示してはならない。

(1) 情報セキュリティポリシーの内容の遵守

本業務を実施するにあたり、新潟市情報セキュリティポリシーの内容を遵守するとともに、別記「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

本業務を実施するにあたり、個人情報の取扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1.2 その他特記事項

(1) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者とで協議を行うこと。

(2) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了等、契約終了後に受注者の業務内容について、本市は下記の基準により評価し、記録を保存するものとする。なお、受注者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

表 1 2 業務評価基準

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入等で仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示等により仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導する等して、なんとか仕様レベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

(3) 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分理解すること。なお、本システムに関連する規則類は、本市のホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>) の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。

統合端末等機器設置施設

別紙

施設場所	施設住所	右記以外	ウ	工、キ	ケ
市民生活部市民生活課	新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1	6	6	3	2
福祉部保険年金課	新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1	1	0	0	0
財務部市民税課	新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地	4	0	0	0
北区役所区民生活課	新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 14 号	5	5	5	1
北区役所北出張所	新潟市北区松浜 1 丁目 7 番地 9	1	1	1	1
東区役所区民生活課	新潟市東区下木戸 1 丁目 4 番 1 号	10	10	10	1
東区役所健康福祉課	新潟市東区下木戸 1 丁目 4 番 1 号	1	0	0	0
東区石山出張所	新潟市東区石山 1 丁目 1 番 12 号	1	1	1	1
中央区役所窓口サービス課	新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地	10	10	10	3
中央区役所健康福祉課	新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地	1	0	0	0
中央区役所東出張所	新潟市中央区蒲原町 7 番 1 号	1	1	1	1
中央区役所南出張所	新潟市中央区新和 3 丁目 3 番 1 号	1	1	1	1
江南区役所区民生活課	新潟市江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号	6	6	6	1
江南区役所横越出張所	新潟市江南区横越中央 1 丁目 1 番 1 号	1	1	1	1
秋葉区役所区民生活課	新潟市秋葉区程島 2009 番地	5	5	5	1
秋葉区役所小須戸出張所	新潟市秋葉区小須戸 120 番地 5	1	1	1	1
南区役所区民生活課	新潟市南区白根 1235 番地	5	5	5	1
南区役所味方出張所	新潟市南区味方 1544 番地	1	1	1	1
南区役所月潟出張所	新潟市南区月潟 535 番地	1	1	1	1
西区役所区民生活課	新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号	10	10	10	1
西区役所健康福祉課	新潟市西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号	1	0	0	0
西区役所西出張所	新潟市西区内野町 413 番地	1	1	1	1
西区役所黒埼出張所	新潟市西区大野町 2843 番地 1	1	1	1	1
西蒲区役所区民生活課	新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1	6	6	6	1
西蒲区役所岩室出張所	新潟市西蒲区西中 860 番地	1	1	1	1
西蒲区役所西川出張所	新潟市西蒲区旗屋 585 番地 1	1	1	1	1
西蒲区役所潟東出張所	新潟市西蒲区三方 1 番地	1	1	1	1
西蒲区役所中之口出張所	新潟市西蒲区中之口 626 番地	1	1	1	1

新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用 統合端末等賃貸借及び保守業務（案）

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務」について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1 機器等の名称及び数量

「新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、明細は別表1「機器等の名称及び数量」のとおり。

2 業務仕様

別紙仕様書のとおり。

3 機器等の設置場所

甲の指定する場所

4 履行期間

令和7年9月1日 から 令和12年8月31日 まで（60か月）

5 契約金額

月額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇, 〇〇〇円）とする。なお、各年度の支払いについては、別表2「賃借料及び保守料の内訳」のとおり。

6 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

7 契約条項

別紙「新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用統合端末等賃貸借及び保守業務契約書 契約条項」のとおり。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 新潟市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇 〇〇 〇〇 印

別表 1 機器等の名称及び数量
 別表 2 賃借料及び保守料の内訳

別表 1 機器等の名称及び数量

(税抜)

品名	型番	数量	月額賃借料単価	月額賃借料合計	月額保守料単価	月額保守料合計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計						

別表 2 賃借料及び保守料の内訳

(1) 月額

内容	月額
機器等賃借 (税抜)	円
機器等保守 (税抜)	円
消費税及び地方消費税の額	円
月額計	円

(2) 契約総額の内訳

対象期間	賃借料 年度額(税抜)	保守料 年度額(税抜)	消費税及び 地方消費税 年度額	年度額計
令和7年9月1日～令和8年3月31日				
令和8年4月1日～令和9年3月31日				
令和9年4月1日～令和10年3月31日				
令和10年4月1日～令和11年3月31日				
令和11年4月1日～令和12年3月31日				
令和12年4月1日～令和12年8月31日				
契約総額				

新潟市住民基本台帳ネットワークシステム用 統合端末等賃貸借及び保守業務契約書 契約条項

(基本合意)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下、同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下、同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下、同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、甲に対し、機器をこの契約書の表紙（以下、「表紙」という。）記載の約定により賃貸し、甲はこれを借り受ける。
- 3 機器の納入、撤去その他この契約を履行するために必要な一切の手段については、表紙、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確實と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(公租公課)

第4条 機器に係る公租公課は、乙の負担とする。

(下請負の禁止)

第5条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき業務を請け負わせる（以下、「下請負する」という。）ときは、下請負人の名称及び下請負する業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第1項ただし書に基づき下請負する場合は、下請負人をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を遵守させるものとし、下請負人が当該義務に違反したときは、下請負人による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を乙が負うものとする。

(一般的損害)

第6条 この契約の履行に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 この契約の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、履行期間の始期までに甲の指定した場所に機器を設置し、甲が使用できる状態に調整（以下、設置及び使用できる状態に調整することを総称して「納入」という。）した後、甲に対して通知する。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった後、甲の指定する期限までに乙の立ち会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立ち会いを得ずにこれを行うことができる。

3 甲は、納入された機器が前項の検査（第5項の検査をしたときは、同項の検査。以下、これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 甲は、検査に不合格となった機器について、期間を定め、機器の修補、代替機器又は不足分の機器の納入、あるいは代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第16条の規定を準用する。

5 乙は、前項の機器の修補、代替機器又は不足分の機器の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、前2項の規定を準用する。

6 乙は、検査及び引渡しに要する費用のほか、この契約の履行に要する費用を全て負担するものとする。

(賃料の請求及び支払)

第9条 甲は、契約書で定める賃料を乙に支払うものとする。ただし、下記の場合において、甲が乙に支払うべきその月分の賃料は、その月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。

(1) 機器の引渡日が月の途中である場合

(2) 甲が月の途中で契約の全部又は一部を解除した場合

(3) 乙の責めに帰すべき事由又は天災、火災、盗難、その他両者の責めに帰すことのできない事由により、甲が1か月のうち一部でも機器を使用できなかった場合

2 乙は、前項の賃料の当月分を翌月以降に、書面をもって甲に請求するものとする。

3 前項の請求は、甲が当月分の給付について行う検査に合格した後でなければすることができない。

4 甲は、前2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に賃料

を乙に支払わなければならない。

- 5 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期間の始期までに機器を引渡すことができないときは、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下、「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期間の始期までに既にこの契約に基づく機器の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する賃料の額を契約金額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

- 3 第1項の違約金は、賃料の支払時に契約金額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(機器の使用管理)

第11条 甲は、機器の利用説明書による使用方法に従い機器を使用しなければならない。

- 2 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示をするものとする。
- 3 乙は、引渡しと同時に履行期限まで機器の使用収益の権利が甲にあることを確約する。

(機器の修繕等)

第12条 機器に故障又は破損その他修繕の必要が生じた場合（通常の使用及び収益によって生じた機器の損耗並びに機器の経年変化を除く。以下、同じ。）、甲は、乙に対し、遅滞なくその旨を連絡しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による連絡を受けた後、機器を甲の使用に供するため、速やかに取替え、補修その他の措置を講じなければならない。

- 3 前項に要する費用は、全て乙の負担とする。ただし、修繕の必要が生じた事由が甲の責めに帰すべきものである場合は甲の負担とする。

- 4 甲は、第1項の場合において、第2項の措置によっても機器を甲の使用に供することができないときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(立入権)

第13条 乙は、その代理人、支配人その他の使用人を機器の納入、調整修理等のために機器の設置場所に立ち入らせることができる。

(他の機械器具の取付け及び機器の移転)

第14条 甲は、機器に他の機械器具を取付け、又は設置場所を変更するときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、これに要する費用は、甲の負担とする。

2 乙は、前項の他の機械器具の取付けが機器の保守修理の費用を増大させ、所定の保守修理ができないとき、又は機器の正常円滑な操作若しくは機器の機能に支障を与えるものと判断したときは、これを承諾しないことができる。

(損害保険)

第15条 乙は、履行期間中の機器について、乙の名義で乙を被保険者とする乙所定の機器に対する損害保険を付保するものとし、その費用は乙の負担とする。

2 保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付する。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 機器を完全な状態に復元又は修理すること。

(2) 機器と同様な状態又は性能の同等物件と取り替えること。

(契約不適合責任)

第16条 引き渡された機器が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下、「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該機器の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下、これらを「追完」という。）又は契約金額の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させ、又はこの契約を解除することができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるとき

は、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限までにこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な事由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他のこの契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
- (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。

3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定によるこの契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴

力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠

償の請求をすることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第20条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により当該処分取消しの訴えが提起された場合を除く。)

(2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償の請求をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 乙は、甲が第18条第1項若しくは第2項又は第20条の規定により契約を解除した場合、機器の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第22条 乙は、この契約に関して第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、機器の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第20条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第20条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確

定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

- 第23条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。
- 2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。
 - 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(機器の撤去)

- 第24条 乙は契約期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、速やかに機器を撤去しなければならない。
- 2 機器の撤去に要する費用については、乙の負担とする。

(危険負担)

- 第25条 機器の引渡し前に生じた機器の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。
- 2 機器の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって機器が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(乙の責務)

- 第26条 乙は、甲に対して機器の利用技術を指導するものとし、甲が目的とする対象業務が合理的・効果的に処理され、甲の業績向上が図られるよう支援に努めなければならない。

(費用の負担)

- 第27条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

- 第28条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が

認められない不当又は違法な要求をいう。) (以下、これらを「不当介入等」という。) を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第29条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(個人情報の保護)

第30条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第31条 乙は、この契約を履行するに当たり、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、別記2「情報セキュリティに関する要求事項」を遵守しなければならない。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。

3 乙は、この個人情報取扱特記事項の遵守状況について、甲へ定期的に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第12条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

別記2

情報セキュリティに関する要求事項

(目的)

第1条 情報セキュリティに関する要求事項（以下、「本要求事項」という。）は、甲の情報セキュリティ対策を徹底するために、新潟市情報セキュリティポリシーに基づき、乙が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定する。

(用語の定義)

第2条 本要求事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおり新潟市情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

(1) 情報資産

次の各号を情報資産という。

ア 情報ネットワークと情報システムの開発と運用に係る全ての情報及び情報ネットワークと情報システムで取り扱う全ての情報（以下、「情報等」という。）

イ アの情報等が記録された紙等の有体物及び電磁的記録媒体（以下、「媒体等」という。）

ウ 情報ネットワーク及び情報システム（以下、「情報システム等」という。）

(2) コンピュータウイルス

第三者のコンピュータのプログラム又はデータに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムのことであり、自己伝染機能、潜伏機能、発病機能のいずれか一つ以上を有するものをいう。

(3) 一般管理区域

施設内において職員が執務を行う区域を指し、市民等の来庁者が使用する区域は含まない。

(4) 情報セキュリティ管理区域

庁内ネットワークの基幹機器及び情報システムのサーバ等を設置し、当該機器及びサーバ等に関する重要な情報資産の管理及び運用を行うため、情報セキュリティ上、特に保護管理する区域を指す。

(情報資産の適正管理)

第3条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産を適正に管理しなければならない。

(情報資産の適正使用)

第4条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、業務の範囲を超えて使用することがないよう、適正に使用しなければならない。

(情報資産の適正保管)

第5条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、その情報資産について、不正なアクセスや改ざん等が行われないように適正に保管しなければならない。

(情報資産の持ち出し・配布)

第6条 乙は、甲から情報資産の提供等を受けた場合、甲が承諾した場合を除き、その情報資産を、提供等を受けた部署以外に提供してはならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を搬送する場合、不正なアクセスや改ざん等から保護すると同時に、紛失等が発生しないよう十分に注意して取り扱わなければならない。

3 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を搬送する場合、暗号化等の措置をとるものとし、暗号化に用いた暗号鍵は厳格な管理を行わなければならない。

4 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を甲の庁舎外（出先機関を含む新潟市庁舎の外部のことをいう。以下、同じ。）へ持ち出す必要がある場合、事前に甲の許可を受けなければならない。この場合、日時及び持ち出し先を明確にしなければならない。

(情報資産の持ち込み)

第7条 乙は、業務上必要としない情報資産を甲の庁舎内（出先機関を含む新潟市庁舎の内部のことをいう。以下、同じ。）へ持ち込んではならない。

2 乙は、情報資産を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(情報資産の廃棄)

第8条 乙は、甲から提供等を受けた情報資産を廃棄する場合、事前に甲の許可を受けなければならない。また、この場合、消磁、破砕、裁断、溶解等によって、情報を復元できないように措置を講じなければならない。

2 乙は、甲から提供等を受けた情報資産のうち、特に重要な情報資産を廃棄する場合は、廃棄日時及び作業を行った乙の作業従事者等を明確にし、その廃棄内容を証するものを作成、甲に提出しなければならない。

(機器の管理)

第9条 乙は、システムの開発や運用に必要となるコンピュータ等を甲の庁舎内に持ち込む場合は、コンピュータ等に管理番号シールを貼り付ける等により所掌を明らかにしなければならない。

2 乙は、コンピュータ等を甲の庁内ネットワークに接続する際には、事前に甲の許可を受けなければならない。

3 乙は、乙の作業従事者が所有するコンピュータ等を、甲の庁内ネットワークに接続してはならない。

(機器の持ち出し)

第10条 乙は、一旦甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を、甲の庁舎外に持ち出す場合は、事前に甲の許可を得なければならない。

2 乙は、許可を受けてコンピュータ等を甲の庁舎外に持ち出す場合、業務に必要な情報以

外を持ち出してはならない。

- 3 乙は、委託業務の終了等に伴い、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を撤収する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(機器の持ち込み)

第11条 乙は、業務上必要としないコンピュータ及び周辺機器（以下、「コンピュータ等」という。）を甲の庁舎内へ持ち込んで서는ならない。

- 2 乙は、コンピュータ等を甲の庁舎内へ持ち込む場合は、事前に甲の許可を得なければならない。また、その際には、持ち込み日時及び責任者等を明確にしなければならない。

(機器の廃棄)

第12条 乙は、甲の庁舎内に持ち込んだコンピュータ等を廃棄する場合は、消磁等の方法によって情報を復元できないよう措置を講じなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第13条 乙は、コンピュータウイルスの感染を防止するため、必要に応じて対策ソフトによるウイルス検査を行わなければならない。このとき、電磁的記録媒体を使用してファイルを持ち出し及び持ち込む際には、特に注意してウイルス検査を行わなければならない。

(開発環境)

第14条 乙は、情報システムの開発又はテストにおいて開発環境と本番環境を切り分けるものとする。ただし、開発作業による本番環境への影響が少ない場合で、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

(試験データの取扱)

第15条 乙は、システム開発又はテストにおいて本番データを使用する際には、事前に甲の許可を得なければならない。

(一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域における入退室)

第16条 乙は、一般管理区域及び情報セキュリティ管理区域（以下、「一般管理区域等」という。）に入室する際及び入室中には、名札を着用しなければならない。

- 2 乙は、特別な理由がない限り、一般管理区域等を擁する施設の最終退出者となつてはならない。

(搬入出物の管理)

第17条 乙は、一般管理区域等における、不審な物品等の持ち込み、機器故障又は災害発生を助長する物品等の持ち込みや、機器・情報の不正な持ち出しを行ってはならない。

- 2 乙は、情報セキュリティ管理区域における搬入出物を、業務に必要なものに限定しなければならない。

(作業体制)

第18条 乙は、甲に作業従事者名簿を提出し、責任者及び作業従事者を明確にしなければならない。

(報告書・記録等の提出)

第19条 乙は、委託業務に関する作業、情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況について、甲に対し報告書を提出しなければならない。

2 乙は、甲の庁内ネットワーク及び甲が所掌する情報システムを使用してこの契約を履行する場合、甲に対し情報システムの使用記録及び障害記録を提出しなければならない。

(情報資産の授受)

第20条 乙は、甲と情報資産の授受を行う場合は、甲が指定する管理保護策を実施しなければならない。

(教育・訓練への参加の義務)

第21条 乙は、甲が指示する情報セキュリティ教育及び訓練に参加し、甲が定める情報セキュリティポリシー等を理解し、情報セキュリティ対策を維持・向上させなければならない。

(検査・指導)

第22条 乙は、甲が乙の情報セキュリティ対策の実施状況及び特定個人情報に係る安全管理措置の遵守状況を検査・指導する場合は、検査に協力するとともに指導に従わなければならない。

2 乙は、甲の庁舎外で委託業務を行う場合は、甲の情報セキュリティ水準と同等以上の水準を確保するとともに、その管理体制を甲に対し明確にしなければならない。

(事故報告)

第23条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(指示)

第24条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、その内容が不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第25条 甲は、乙が本要求事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(疑義等の決定)

第26条 本要求事項について疑義が生じたとき又は本要求事項に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定する